# 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令 （令和二年政令第三百七十八号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

# 附　則

この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書がスイス連邦について効力を生ずる日から施行する。